

各都道府県地域振興担当部長
各都道府県農山漁村振興担当部長
各都道府県教育委員会農山漁村体験担当部長 } 殿

総務省地域力創造グループ
人材力活性化・連携交流室長

「子供の農山漁村体験交流計画策定モデル事業」について（募集）

平素より地域活性化の推進に格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

総務省では、今年度より「都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）」の一環として、子供の農山漁村体験事業の継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体を対象に、国のモデル事業として、地方公共団体が独自で策定する、子供の農山漁村における体験交流に関する計画（以下「計画」という。）の策定を支援することとなりました。

つきましては、計画の策定を支援する地方公共団体を下記のとおり募集します。

記

1. 対象団体

地方公共団体

2. 支援内容

(1) 外部人材の派遣

- ① 関係者へのヒアリング等により計画策定に必要な情報収集の実施
- ② 必要に応じて有識者による継続的な実施体制の構築等に係る助言
- ③ 優良事例に関する情報提供

【外部人材の対象】

- ・ 計画策定支援者：総務省「モデル事業」受託業者（有識者を含む）
- ・ オブザーバー：総務省担当官

(2) 計画策定支援者による計画概要（案）の策定

- ① 対象団体における継続的な実施体制の構築等に係る課題を整理・分析
- ② 対象団体において計画策定に必要なたたき台としての計画素案を取りまとめ

て、対象団体へ提出

3. 費用負担

(1) 国の負担（1団体に対して上限100万円）

- ①外部人材の派遣に係る旅費及び謝金
- ②計画策定支援者による計画策定に必要な整理・分析に係る経費
- ③研修・学習会等の会議費

(2) 対象団体の負担

- ①地方公共団体職員等の旅費（ただし、事業計画書に基づき、総務省が承認した旅費に限る。）
- ②印刷製本費
- ③その他計画策定に係る経費のうち上記（1）「国の負担」とならない経費

4. 採択要件

- (1) 地方公共団体において、送り側または受入側として農山漁村体験事業を長期間にわたり継続していける体制を構築するため、計画を策定することが関係団体を含む当事者間で調整が整っていること。
- (2) 令和2年2月末までに計画の策定を終えることができること。
- (3) 当該計画は、農山漁村交流事業に取り組む地方公共団体等に対して横展開を図るため、当該地方公共団体及び政府のホームページへの掲載等、公表することを前提とすること。
- (4) 以下の項目を最低限計画に盛り込むこと。

第1 目的

第2 地域の現状

- ・送り側の場合：子供の現状と課題（小・中・高の児童・生徒数等）
- ・受入側の場合：地域の資源と課題、提供可能な農山漁村体験 等
- ・送り側・受入側の共通：子供の農山漁村体験の実施体制 等

第3 これまでの取組状況（送り・受入実績等）

第4 継続的な実施体制の構築等に係る課題

例：送り側・受入側の窓口（組織・担い手）の確保

送り先・受入先の確保

子供の農山漁村体験の実践者の確保

子供の農山漁村体験の事業費の確保等

第5 継続的な実施体制の構築等に係る課題の解決策

例：送り側・受入側の窓口等における事業機会の拡大・法人化

他部署・民間団体等との連携

送り先・受入先の確保に向けた情報発信・訪問活動

住民・高校・大学・地域おこし協力隊等を対象にした子供の農山漁村体験の実践者の募集・育成

ふるさと納税・森林環境税等による財源確保等

第6 送り側、受入側等の目標数値の設定（概ね5年から10年）

5. 支援対象の選定

支援を希望する地方公共団体から提出された当該計画策定モデル事業に関する企画提案書を基に、総務省において内容の具体性等を総合的に勘案し、支援対象を選定します。

なお、必要に応じて追加資料を求めることがあります。

6. 回答期限

支援を希望する地方公共団体は、以下の連絡先に令和元年7月31日（水）17:00までに別添の企画提案書を御提出ください。

御提出いただいた団体から随時審査し、採択の有無を決定します。

7. 連絡先

総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室

（「子供の都市・農山漁村交流推進モデル事業」担当 目貫、市原）

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話：03-5253-5394 FAX：03-5253-5537

e-mail：jinzai.renkei@soumu.go.jp

(令和元年6月6日時点)

子供の農山漁村体験交流計画策定モデル事業〔Q & A〕

Q 1 : 「子供の農山漁村体験交流計画」とは、どのようなものなのでしょうか。

A 1 : 「子供の農山漁村体験交流計画」とは、子供の農山漁村体験事業について長期間、継続できる体験交流の実施体制を構築するための方針や課題解決策として、地方公共団体が独自に定める計画です。名称について「〇〇プラン」、「〇〇計画」等、独自のものとして定めればよく、制約はありません。

既に農山漁村体験事業に取り組んでいる地方公共団体において、課題解決に向けた関係部署及び関係団体との研究・検討を行いながら、効果的な解決策や目標数値を設定することにより、計画に基づき、関係者が役割に応じ、継続的、体系的に当該事業に取り組むことを目的としています。

また、新たに農山漁村体験事業に取り組む地方公共団体においては、実施体制を構築するための課題の抽出や課題の解決策について、職員の研修・セミナーへの参加、研究・検討、外部の有識者からの助言も受けながら、計画策定の過程を通じて、継続的な事業実施に向け、体系化することを目的とします。

例えば課題の解決策について、関係部署・民間団体等との連携手法、情報発信・訪問活動、送り側・受け側の実践者の育成等について計画に盛り込むことが考えられます。

Q 2 : 総務省が実施している都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業と同様に子供の農山漁村体験交流計画策定モデル事業(以下「計画策定モデル事業」という。)においても、総務省と実施団体は委託契約を締結するのですか。

A 2 : 総務省と実施団体は委託契約を締結する必要はありません。支援を希望する団体は、企画提案書を提出し、採択された後、企画提案書に基づいて作成した事業計画書について総務省から承認を得ることが必要となります。

Q 3 : 実施団体において予算措置は必要ですか。

A 3 : 当該計画策定モデル事業の実施に際し、国の負担に係る経費(1団体当たり100万円を上限)について、実施団体における予算措置を要件としていません。

Q 4 : 採択要件(2)において「令和2年2月末までに計画の策定を終えること」とありますが、具体的にはどのような状況までを終えることを求められているのでしょうか。

A 4 : 関係機関及び実施団体の市区町村長までの合意が得られていることを想定しています。

Q 5 : どのようなスケジュールで実施されるのでしょうか。

A 5 : 想定される事業の流れについては以下のとおりです。(時期については概ねの目安)
・地方公共団体からの企画提案書提出 (7月31日まで)

- ・審査、実施団体の決定（8月上旬）
- ・実施団体から事業計画書の提出（8月中旬）→総務省による事業計画書の承認
- ・外部人材の派遣（8月下旬から12月末までの間）
 - 現地調査、ヒアリング、意見交換、計画骨子の協議等（2～3回程度）
- ・外部人材等による計画策定に必要なたたき台、計画素案の取りまとめ（12月末まで）
- ・支援団体内部における計画策定（2月末まで）
- ・支援団体からの事業報告（2月末）
- ・公表（3月末まで）

Q 6： 当該計画に対してパブリックコメントや議会への説明は必須となりますか。

A 6： 各実施団体における政策決定の手続きに依ります。

Q 7： 国が負担する経費はどのようなものでしょうか。

A 7： 計画策定に係る以下の経費であって、事業計画書に基づき総務省が承認した経費とします。

- ①現地調査、ヒアリング、意見交換、計画骨子の協議のための外部人材への旅費・謝金
- ②実施団体の職員等に対する研修・学習会に係る経費
（講師への旅費・謝金、配布資料準備等の会議費）
- ③総務省が主催する外部研修会への実施団体職員等の受講に係る受講料及び旅費
- ④計画策定支援者による情報整理・分析に係る経費

以 上